

市民後見啓発講演会

坂戸市受託事業

市民後見人の活動と 市民後見人の今後

令和5年

12月22日(金)

午後1時30分～午後3時30分

坂戸市ワークプラザ3階 会議室

(坂戸市石井2327番地5)

定員：80名(先着順)



成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方の権利を守る援助者等を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

近年、その成年後見制度の担い手となる市民後見人の養成が必要とされています。

成年後見制度や市民後見人が日々の暮らしの中で活用できることを知っていただき、誰もが安心して暮らせる地域づくりとなるよう講演会を開催します。

講師

社会福祉法人埼玉医療福祉会
丸木記念福祉メディカルセンター
薫風園事務長

社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師

末田 讓 氏

申込み：坂戸市社会福祉協議会まで ☎283-1597

申込締切は令和5年12月15日(金)まで

